

盛岡市木材利用推進方針

「市産材を使って^{もり}森林を守ろう」



盛岡市新庄字貝田 貝田市有林 スギ 99年生

策定 平成 19 年 2 月

改訂 平成 24 年 3 月

第二次改訂 平成 29 年 10 月

盛 岡 市

盛岡市木材利用推進方針目次

第Ⅰ 推進方針策定の趣旨及び森林・林業の現状と課題

1 推進方針策定の趣旨	1
2 盛岡市の森林・林業を取り巻く現状と課題	1
(1) 森林の持つ公益的機能の低下	
(2) 木材産業の停滞	
(3) 山村地域の活力の低下	

第Ⅱ 木材利用の有効性

第Ⅲ 庁内における市産材利用の推進

1 市営建設工事等における木材利用の基本方針	2
2 市産材の利用推進	2
3 庁内における市産材利用のための情報の共有及び協議の場の設置	3

第Ⅳ 市産材利用の普及啓発の推進

1 木材利用の普及啓発	3
2 市産材利用の働きかけ	3
3 市産材の供給側と利用側との連携	3
(1) 供給側と利用側との情報共有及び連携	
(2) 消費者への情報提供	
4 市産材利用の推進のための取組	4

第Ⅴ 市産材利用の推進体制等

1 庁内の推進体制	4
2 民間における市産材利用推進の働きかけ	4

盛岡市木材利用推進方針

ー市産材を使って森林を守ろうー

第Ⅰ 推進方針策定の趣旨及び森林・林業の現状と課題

1 推進方針策定の趣旨

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び地域経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要であり、盛岡市の豊かな森林資源の利用と再生林による「森林資源の循環」を図ることが求められている。

市域内の森林から生産される木材（以下「市産材」という。）の利用拡大を図ることは、本市の林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進に有効であることから、本市では「盛岡市木材利用推進方針」を策定し、この推進方針の下に、市が率先して市産材の利用を図るとともに、市民にも広く利用を推進していくことを目的とする。

なお、この盛岡市木材利用推進方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 29 年 6 月 16 日農林水産省、国土交通省告示第 1 号）、岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画（平成 29 年 3 月策定）及び盛岡市総合計画に則した方針として定めるものである。

2 盛岡市の森林・林業を取り巻く現状と課題

(1) 森林の持つ公益的機能の低下

岩手県林業技術センターによれば、本市の森林の公益的機能の評価額は、年額で約 1,325 億円と試算（平成 14 年度）されており、本市の一般会計予算額を上回る額となっている。特に、このうち表面侵食防止、水質浄化、土砂崩壊防止の機能に対する評価額が高く、土壌の保全や飲料水の安定的かつ安全な供給に大きな役割を果たしている。

盛岡市の民有林では、現在、森林の約 47 パーセントが人工林となっているが、十分な手入れがされていない人工林が多いことや、約 81 パーセントが利用期（36 年生以上）に達していることから、森林全体の成長量が減退し、公益的機能の低下が危惧されている。

(2) 木材産業の停滞

長引く不況と国産材需要の停滞により、本市の製材所が激減しており、それに関連する木材産業や森林整備の担い手である森林組合も経営が厳しい状況となっている。そのため、利用可能な森林資源が存在するにもかかわらず、木材生産が停滞し、資源としての活用が不十分な状況にある。

現状では、市産材は、当初方針を策定した平成 19 年と比べて入手しやすくなっているものの、納期や価格などの面で、入手困難な場合もあり、本市の林業を含む産業振興や環境の面から考えると、市産材利用を更に推進することが必要である。

(3) 山村地域の活力の低下

山村地域では、過疎化や高齢化が進み、地域内における林業の担い手の減少や林業収支の悪化により、森林の手入れや再生林が困難になるなど、地域の生産活動が低下しており、山村地域の活力を取り戻す抜本的な対策が急務となっていることから、市産材の需要拡大により、林業・山村の振興に取り組む必要がある。

第Ⅱ 木材利用の有効性

木材は、調湿性や断熱性など様々な優れた性質を有し、特に精神面を含めた健康面への効果が実証されており、教育施設や一般住宅の建築資材として、木材を利用することは有効である。

また、木材は、育った地域の環境や気象条件などに馴染むと言われており、市産材を市域で利用していくことで、木材の良さが一層発揮される。さらに、輸送に係るエネルギー消費が少なくて済み、環境に負荷を与えないという点においても、市産材の利用が環境の保全に資するものである。

第Ⅲ 庁内における市産材利用の推進

内装の木質化等を含めた市営建設工事等への市産材使用は、「地域の木を使うことの良さ」を理解する上で先導的役割を果たし、PR効果も高く利用推進に大きく寄与するものであることから、今後、本市における木材利用の推進に当たっては、市自らが率先して市産材を利用することが必要である。したがって、市営建設工事等においては、「市産材利用」を基本とする。

1 市営建設工事等における木材利用の基本方針

(1) 公共建築物における木材の利用

公共施設の建設においては、「可能な限り木造建築とするとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等に木材を使用すること。」を基本とし、特に、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物においては、原則として、全て木造化を図るものとする。

また、木造公共建築の可能性を大きく広げる新たな木質部材（CLTや木質耐火部材）の開発が進んでいることから、CLTパネル工法の採用や部分的なCLTの活用により、木材の利用の促進の契機となることが期待される公共建築物についても、木造化を促進するものとする。

(2) 土木工事における木材の利用

土木工事においては、土留柵、護岸工、東屋、ベンチ、遊具など、「可能な限り木材を使用すること。」を基本とする。

(3) 木質バイオマス燃料の利用

暖房施設は、チップボイラー、ペレットストーブ等の導入を推進し、木質バイオマス燃料の利用に努める。

(4) 木材製品の利用

使用する備品や消耗品は、木材製品の利用に努めるとともに、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年5月31日号外法律第100号））に基づき、木材・木材製品の購入を推進する。

(5) 合法伐採木材(※)の利用

利用する木材は、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年5月20日号外法律第48号））に基づき、県産材証明を取得した木材やFSC認証材、SGEC認証材など、合法伐採木材の利用に努める。

※ 合法伐採木材とは、森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材のことをいう。

2 市産材の利用推進

市営建設工事等に使用する木材は、「市産材」を基本とし、次により利用推進を図る。

- (1) 市営建設工事等の発注に際しては、仕様書に「市産材利用」の努力規定を明記するとともに、岩手県産材産地証明書等の提出を求めるものとする。
- (2) 市営建設工事等で確実に市産材を利用する必要がある場合は、市有林材の利用や市産材の調達により原材料として支給することも検討する。

3 庁内における市産材利用のための情報の共有及び協議の場の設置

木造建築物に関する建築基準法その他の法令の基準や、土木工事における木材利用の基準についての情報の共有化を図るとともに、公共建築物の計画段階において関係課による個別の協議の場を設置し、木造化や市産材利用の推進を図るものとする。

第Ⅳ 市産材利用の普及啓発の推進

1 木材利用の普及啓発

木材利用について、広く市民の理解を得るため、市は林業関係者と協働して次の方法により普及啓発を推進する。

(1) 広報活動による啓発

木材利用啓発ポスターの掲示やパンフレットを配布するとともに、各種メディアを活用する。

(2) 教材の提供、見学会、イベント等の開催による啓発

小・中学生に森林に関する教材を提供するほか、市の木造公共施設を展示施設として活用するとともに、木材を利用した工事の見学会や植樹祭等における啓発活動を推進する。

2 市産材利用の働きかけ

木材利用の大半を占めるのは、建築分野であることから、木造家屋における構造材はもとより、非木造家屋においても内装・外装材への市産材利用について、民間と協働して働きかける。

また、建築分野以外の用途についても、消費者の木材志向に沿った家具、ストリートファニチャー、ガーデニング製品その他の木材製品の利用を働きかける。

3 市産材の供給側と利用側の連携

市産材の需要拡大の推進に当たっては、利用する側のニーズに的確に対応した供給体制を確立する必要があることから、利用する側と供給する側との情報交換や連携の強化を図る。

(1) 供給側と利用側との情報共有及び連携

森林所有者と素材生産業者の供給側に、市産材の品質向上を呼びかけていくとともに、製材業者や集成材加工業者等の利用側に、市産材の利用が地域の環境保全や林業振興に貢献することへの理解を得ながら、供給側と利用側のネットワーク化を働きかけ、互いに市産材の情報を共有し連携を図る。

(2) 消費者への情報提供

住宅等の建築主や工務店等の消費者において、市産材の入手先など市産材の情報が十分ではないため、利用が進みにくい状況となっている。このため、消費者に品質説明を含めた市産材情報の提供ができる仕組みの整備に努める。

4 市産材利用推進のための取組

市産材の利用を推進するためには、林業・製材業・木材販売業を行う木材産業関係者の努力に加え、それだけでは難しい問題の解決に向け、市は次の取組を行う。

<取組の内容>

- (1) 市産材を利用した住宅建設への支援
- (2) 町内会等が自ら作成するベンチや掲示板等の原材料として市産材を支給
- (3) 高齢者や観光客などを対象としたおもてなしベンチの設置
- (4) 間伐作業や間伐材搬出の経費への支援
- (5) 市産材証明を行うことへの支援
- (6) 工務店等が実施する市産材利用の普及宣伝の取組への支援
- (7) その他市産材利用推進に必要な取組

第V 市産材利用の推進体制等

庁内においては、本方針に基づき、市営建設工事等において市産材利用を推進する。市民に向けては、木材産業関係者や工務店等と協働して市産材利用を働きかける。

1 庁内の推進体制

庁内関係各部等で組織する盛岡市木材利用推進会議は、市産材利用推進のため、次の役割を担う。

- (1) 庁内における市産材利用の目標の設定と実行管理の実施
- (2) 庁内における市産材利用状況の把握
- (3) その他庁内における市産材利用の推進に関する事項

市営建設工事の事業所管課は、事業計画時において、この方針の第Ⅲの1に基づき、木造建築や木質材料の採用について積極的に検討し、市産材の利用促進に努める。

2 民間における市産材利用推進の働きかけ

木材の供給側の素材生産業者を中心に、市産材の安定的な供給ができる体制づくりを市との協働で行う。また、市内及び近隣市町村の製材業者や集成材加工業者等に市産材製品の供給体制の整備の促進について協力を求める。

住宅の設計・施工関係者には、市産材情報を提供し、住宅等に市産材を使用するよう依頼する。

市民に向けては、市産材の供給側の素材生産業者等と協働して、市産材を利用することへの意義を普及し、市産材利用推進を働きかける。